

第1回智頭町議会臨時会会議録

令和6年6月14日開議

1. 議事日程

- 第 1. 議席の指定及び一部変更
- 第 2. 会議録署名議員の指名
- 第 3. 会期の決定
- 第 4. 諸般の報告
- 第 5. 常任委員の選任
- 第 6. 議案第47号 専決処分について
- 第 7. 議案第48号 専決処分について
- 第 8. 議案第49号 専決処分について
- 第 9. 議案第50号 専決処分について
- 第10. 議案第51号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第52号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第12. 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第13. 議案第54号 財産の取得について
- 第14. 議案第55号 字の区域の変更について
- 第15. 報告第 1号 令和5年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16. 報告第 2号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17. 報告第 3号 法人の経営状況について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 議席の指定及び一部変更
- 第 2. 会議録署名議員の指名
- 第 3. 会期の決定
- 第 4. 諸般の報告
- 第 5. 常任委員の選任

- 第 6. 議案第 47 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 48 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 49 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 50 号 専決処分について
- 第 10. 議案第 51 号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 52 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
- 第 13. 議案第 54 号 財産の取得について
- 第 14. 議案第 55 号 字の区域の変更について
- 第 15. 報告第 1 号 令和 5 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 16. 報告第 2 号 令和 5 年度智頭町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 17. 報告第 3 号 法人の経営状況について

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 北 川 貴 将	2 番 仲 井 茎
3 番 西 尾 寿 樹	4 番 岡 田 光 弘
5 番 宮 本 行 雄	6 番 田 中 賢
7 番 谷 口 翔 馬	8 番 波 多 恵 理 子
9 番 岩 本 富 美 男	10 番 大 河 原 昭 洋
11 番 安 道 泰 治	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副	町 長	矢 部 整
教	育 長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹

総務課長	國岡厚志
企画課長	迎山恵一
税務住民課長兼水道課長	西川公一郎
教育課長	竹内学
地域整備課長	酒本和昌
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	原田誠之
福祉課長	山本洋敬
会計課長	前田美由紀
総務課参事	國岡まゆみ
病院事務部長	福安教男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事務局長	福安充子
書記	大垣理恵
書記	山崎里奈

開会 午後 2時30分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 議席の指定及び一部変更

○議長（谷口雅人） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

今回当選された北川貴将議員、岩本富美男議員の議席は、会議規則第4条第2

項の規定により、1番に北川貴将議員、9番に岩本富美男議員を指定します。

これに関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

中井 荃議員の議席を2番に、西尾寿樹議員の議席を3番に、岡田光弘議員の議席を4番にそれぞれ変更します。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席ください。

(議員は指定された議席に移動する)

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、北川貴将議員、2番、仲井荃議員を指名します。

日程第3．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第4．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第4、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項に基づき、令和6年3月分から5月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、「監査機能の充実と監査体制の強化に関する決議」が採択され、当議会に送付されております。お手元に

配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る令和5年5月24日に開会され、3件の議案が上程され、原案どおり可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようよろしく申し上げます。

次に、今臨時会の説明員につきましては、6月10日付をもって、町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、お手元に配付のとおり、委員会調査報告書及び議員派遣結果報告書が提出されておりますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5．常任委員の選任

○議長（谷口雅人） 常任委員の選任を行います。

欠員となっております常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員に北川貴将議員、民生常任委員に岩本富美男議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員に北川貴将議員、民生常任委員に岩本富美男議員を選任することに決定しました。

日程第6．議案第47号から議案第55号まで 9議案

日程15．報告第1号から日程17．報告第3号まで 3報告
一括報告

○議長（谷口雅人） これから、議案第47号 専決処分についてから議案第5

5号 字の区域の変更についてまでの9議案及び日程第15、報告第1号 令和5年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第17、報告第3号 法人の経営状況についてまでの3報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第1回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、このたびの智頭町議会議員補欠選挙において当選された、北川議員及び岩本議員におかれては、ご当選、誠にありがとうございます。両議員のご活躍を心からお祈りしますとともに、本町のまちづくりに格別のご理解とご協力を賜りますことをお願いする次第であります。

それでは、本臨時議会に提案しました議案等の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第47号から議案第50号までは、専決処分についてです。

議案第47号 令和5年度智頭町一般会計補正予算第13号については、決算状況を勘案して、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、繰入金及び諸収入などの歳入額を調整するとともに、一般管理費など各事業の歳出額を調整するものであります。

議案第48号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第6号については、予備費を減額し、介護給付費準備基金に積立てをするものです。

議案第49号 智頭町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の定額減税の実施及び土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するものなど、所要の改正を行うものです。

議案第50号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げなど、所要の改正を行うものです。

次に、条例案件についてです。

議案第51号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、令和5年度に整備した智頭町定住促進賃貸住宅3棟を追加するものです。

議案第52号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員定数を340人とするものです。

次に、その他案件についてです。

議案第53号 工事請負契約の締結については、町道坂原錦橋線錦橋の橋梁修繕工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

議案第54号 財産の取得については、小型歩道除雪機10台を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第55号 字の区域の変更については、大字大屋地内の地籍調査事業実施に伴い、大字大屋地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

令和5年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和5年度智頭町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書については、それぞれの繰越状況について報告するものです。

また、智頭町土地開発公社の令和5年度の経営状況説明資料について提出するものです。

以上、本議会に提案しました議案等の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

日程第6、議案第47号から日程第14、議案第55号までの9議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第6、議案第47号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第47号 専決処分について説明をさせていただきます。

専決処分書1ページをご覧くださいと思います。

令和6年3月27日付で専決処分を行っております。令和5年度智頭町一般会計補正予算（第13号）でございます。

歳入歳出の総額を4,275万6,000円減額し、それぞれ70億5,430万9,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

地方交付税を1億9,331万3,000円増額するとともに、財政調整基金繰入金を2億4,336万9,000円減額しております。そのほか、6ページから7ページのとおり、決算状況を勘案し、各歳入科目を調整しております。

次に、8ページをご覧ください。併せて、別に配付をしております令和5年度3月補正予算概要（専決）についてもご覧いただきたいと思っております。

一般管理費を530万円減額するとともに、そのほか、8ページから13ページのとおり、決算状況を勘案して、各事業の額を調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 6ページの地方交付税で特別交付税が1億9,300万円余り増額をされております。いろいろなものが積み重なってこの金額になったというふうには感じているんですけども、特交が増額された主なものというのは、何か説明できるものってありますか。そのあたりについてちょっと聞かせていただけますか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） ちょっとすみません。今、詳細については資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど答弁させていただきます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） では、今度の委員会のときにでも説明をしていただきたいと思います。

その下の繰入金です。財政調整基金繰入金が2億4,300万円余り減額ということで、これは、先ほど特別交付税が増額されたということに伴うものだというふうに思いますけども、その部分で繰り入れすることなく済んだというふうな認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 理由はそのとおりでございます。繰入金については、5,000万円まだ繰り入れの予算が残っておりますが、決算状況を見ながら、この基金繰り入れはしない見込みでの今のところ予定でございます。

○議長（谷口雅人） 3番、西尾議員。

○3番（西尾寿樹） 歳入なんですが、地方譲与税の自動車重量譲与税410万円余り増額になっておりますが、その主な要因を教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これは年度を通しての実績の見込みでございますので、特に要因といいますか、年間を通しての実績見込みというところで補正のほうさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第48号 専決処分についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第48号 専決処分について説明させていただきます。専決処分書1ページをご覧ください。

令和6年3月27日付で専決処分をしておりますので、本議会に報告し、承認を求めるものです。令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）です。歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8,827万8,000円とするものです。

専決処分書6ページをご覧ください。

予備費を減額し、介護給付費準備基金に積み立てるものです。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第49号 専決処分についての説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料概要の1ページをご覧ください。議案につきましても、1ページからでございます。

議案第49号 専決処分について、これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和6年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

なお、これは地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、住民税につきまして、第51条で職権による減免を可能とする規定の追加改正を、附則第7条の5から8にわたり、個人住民税の特別税額控除、定額減税に係る規定の新設を定めております。

次に、固定資産税につきましては、第71条で職権による減免を可能とする規定の追加改正を、附則第10条の3で認定長期優良住宅に係る特例要件に関する改正を、附則第11条で、現行の土地の負担調整措置等の仕組みを令和8年度まで継続するよう改正しております。

また、第139条では、特別土地保有税の職権による減免を可能とする規定の追加改正を、附則第8条で肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例のうち、算定に用いる額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加しております。

附則第10条の2で、再生可能エネルギー発電設備に係るバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設する改正を行っております。

そのほか、地方税法の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正も含め、1条から3条で改正を行っております。

施行期日につきましては、令和6年4月1日並びに附則で定めております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第50号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案の19ページからご覧ください。
議案説明資料の概要は1ページからです。

議案第50号 専決処分について、これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和6年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

令和6年度につきましては、国民健康保険施行令の改正により、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円に引き上げるものであります。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。

以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

- 10番（大河原昭洋） これは、国の上位法の改定に基づいて行われたものというふうな認識でよろしいですか。

- 議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） そのとおりでございます。

- 議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

- 10番（大河原昭洋） となると、やはり国民健康保険税ということになりますと、なかなかやっぱり支える側の人数が減ってきているというようなことが今回の改定の主な要因になるのかなというふうに思っているんですけど、そういったことでよろしいでしょうか。

- 議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） そのとおりでございます。

- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第51号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案第51号です。議案の23ページからご覧ください。議案説明資料は2ページからでございます。

議案第51号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

これは、令和5年度に新たに定住促進賃貸住宅3棟を整備したことに伴い、改正を行うものでございます。

概要につきましては、新たに整備しました3棟を別表に追加するものです。

施行期日につきましては、公布の日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第52号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第52号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員の定数を改正するものです。

議案書26ページをご覧ください。併せて、議案説明資料2ページ下段もご覧いただきたいと思います。改正内容につきましては、議案書27ページをご覧ください。

消防団員が減少傾向にあり、実態に合わせて、第5条の団員定数を347人から340人に改正するものです。

施行の期日は、公布の日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これ、数年前に団員の処遇改善ということで、実際活動できていない団員さんをなくすというようなことが一つの目的としてあったと思いますので、毎年実態を把握をされながら、毎年団員数を変更するということが今後も行われるのか、そのあたりについてちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 定数については、毎年変更があらうかと思っておりますので、実態に合わせて改正したいという具合に考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第53号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書28ページをご覧ください。

議案第53号 工事請負契約の締結についてでございます。

これは、町道坂原錦橋線（錦橋）橋梁修繕工事（錦橋請負契約）を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、町道坂原錦橋線橋梁修繕工事（錦橋）、工事場所、智頭町大字智頭地内、請負金額5,247万円、契約の相手、智頭町大字南方1128番地21、株式会社谷口工務店、代表取締役谷口洋一、契約方法は指名競争入札でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 指名競争入札ということだったんですけども、何者の

指名競争入札が行われたのか、そのあたりを教えてください。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 2者による指名競争入札でございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これ当初予算で認められた工事ではあるんですけども、具体的にどのような工事が行われるのかということ、長寿命化だろうなということでは認識しておるんですけど、そういったことでもよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 長寿命化の調査をした結果を踏まえて、修繕工事を行うものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） すみません、訂正いたします。3者での指名競争入札でございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、補足説明及び質疑を終わります。

日程第13、議案第54号 財産の取得についての補足説明を求めます。

酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書29ページになります。

議案第54号 財産の取得について、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、小型歩道除雪機、取得する種数量10台、取得の方法、指名競争入札、取得する価格781万円、取得する相手方、鳥取市湖山町東2丁目237番地、三洋重機株式会社、取締役社長、鎌田清。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 小型歩道除雪機ということで、当初お聞きしていたのは、かなり価格が高騰してきていて、1台100万円ぐらいはかかるよっていうことの説明を受けていたんですけど、やはりかなりお安くなってきているというのは、やっぱり価格が落ち着いてきているというようなことなんでしょうか。そのあたりのことはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 入札結果を見ますと、企業努力というところが主な原因だと思います。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第55号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 議案書30ページ、説明資料3ページをご覧ください。議案第55号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第260条第1項の規定によりまして、令和3年6月から令和3年8月及び令和4年6月から令和4年8月に実施しました地籍調査事業の大字大屋地区の一部、計画面積3.35平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書31ページから32ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定により、認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、報告第1号から日程第17、報告第3号については、質疑の終了

をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第10、報告第1号 令和5年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 報告第1号 令和5年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について、これは、3月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、一般管理費ほか20事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 一つ聞かせていただきたいんですけども、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で300万円余りが繰り越しということに報告をいただいているんですけど、新型コロナウイルスワクチン接種というのは、国費で昨年度までは全て無料で接種されていたんですけど、今年度から自己負担が発生するというので説明をいただいております。そういったことも考えながら、この制度として繰り越しが認められるものなのかなというのをちょっと疑問があったものですから、そのあたりについて説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 新型コロナウイルスワクチンの接種についてですけども、接種できる日が3月31日までだったため、支払いをするのが令和6年度になってから支払いが発生することになりまして、そういった対応をするために繰り越しをしております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、報告第2号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 報告第2号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度智頭町農業集落排水事業会計予算繰越計算書を本議会に報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越につきましては、令和5年度で契約しました芦津1号マンホールポンプ場の発電機購入事業において、部品供給の遅れによる納期遅延が生じたため、当該事業を令和6年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。
酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書33ページをご覧ください。

報告第3号 法人の経営状況について報告させていただきます。

これは、令和6年5月9日に監査を受け、5月20日に開催の理事会で承認を得ました智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により報告するものであります。

別に配付しております令和5年度財務諸表をご覧ください。1ページ、決算報告書について説明いたします。

決算額を中ほどの列に記載しております。収益的収支の収入決算額ですが、168円、これは預金利息になります。

次に、支出決算額ですが、2万4,000円、内訳は、法人税2万1,000円と理事報酬3,000円になります。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、2,000万円、これは借入金になります。

次に、支出決算額ですが、2,006万2,738円、これは償還金元金2,

000万円と借入利息6万2,738円になります。

借入状況につきましては、7ページに示しておりますのでご覧ください。

次に、5ページの財産目録をご覧ください。

資産総額は3,002万8,486円、負債総額は2,000万2,424円、差引き正味財産が1,002万6,062円で、現金預金明細を6ページに示しております。

なお、3ページに貸借対照表を、4ページにキャッシュフロー計算書等の関連資料を添付しております。

決算報告は以上となります。

最後に、5ページの下段に示す用地についてですが、既にご報告しているところで、鳥取県が発注者となる砂防工事が始まっております。現在、当該用地は、工事関係車両進入路、資材置場等として活用されています。今後は、堰堤の工事が本格化することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 7ページの借入金明細書の中で借入状況が説明をいただいております。まず借入先で、東部広域行政管理組合が右のほうに借入期間として361日間、その下のJA鳥取の智頭支店、これが借入期間が4日間ということで、説明書の中につなぎ資金ということで書いてあります。以前も説明を受けた記憶はもってるんですけども、ちょっとなぜつなぎ資金が必要なのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） そもそもつなぎ資金というのは、資金が不足する期間をつなぐ目的の資金だというふうに認識しております。突発的な支払いが生じたときに空白が生まれないように、その空白期間を埋めるのが、つなぎ資金ということになりますので、このような手法を取っているということでございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 単純に考えれば、東部広域行政管理組合が365日貸していただければ済むことなんですけど、制度的に多分それができないというこ

とで、こういうJAから借入れているということだと思うので、課長が今手持ちの資料でそういうことがないのかもしれませんが、東部広域のところから借入れが1年間通してできないっていうことの原因について、ちょっと説明をお願いしたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） すみません。そこまでの具体的な理由というのは、現在私のほうも承知していないところではございますが、これまでもこのつなぎ資金というようなやり方で執り行っておりますので、これを踏襲しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） それ以上は言いませんので。もう一つ、先ほど課長の説明の中で、治山事業が県の発注事業で行われているということで、いろんな事情があってちょっと遅れ遅れになっているんだなというふうな認識でおるんですけど、大体、現時点で工事のいわゆる完了予定というのは分かっていたら、その辺教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） この場での答弁は差し控えさせていただきます、委員会などにおいて説明させていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時14分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 先ほどの議案説明のちょっと訂正をお願いいたします。

議案第51号の智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましての説明におきまして、令和5年度設置のところを、私が令和6年

度というふうに説明しましたので、この部分を令和5年度というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） それでは、修正をよろしく申し上げます。

日程第6、議案第47号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第48号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第49号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第50号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第51号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第52号 智頭町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、谷口翔馬議員の退席を求めます。

(谷口翔馬議員、退席)

○議長(谷口雅人) 日程第12、議案第53号 工事請負契約の締結について

の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

谷口翔馬議員の復席を求めます。

(谷口翔馬議員、復席)

○議長(谷口雅人) 日程第13、議案第54号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第55号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和6年6月14日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 北 川 貴 将

智頭町議会議員 仲 井 茎